

ご存じですか？



令和6年4月1日から

# 相続登記の申請が義務化されました。

- 相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません。
- 遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記を申請しなければなりません。
- 令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象となります(3年間の猶予期間があります。)
- 正当な理由がないのに、その申請を怠ったときは、10万円以下の過料が科される可能性があります。



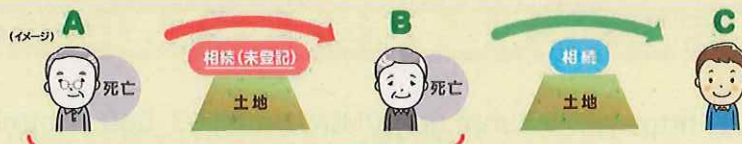
不動産登記促進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

※相当の期間を定めて、その申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その申請がされないときに限られます。

## ●登録免許税の免税措置を実施中です●

次に該当する場合は、登録免許税が免税されます(令和7年3月31日まで)。

### 1 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記



該当する場合は登録免許税を免税

### 2 不動産の価格が100万円以下の土地に係る相続登記

※不動産の価格は、土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価格です。

詳しくは  
高松法務局  
ホームページ  
まで



高松法務局

# あなたの大切な遺言書を 法務局がお預かりします

遺言者の死亡後、  
遺言書を保管している旨を  
相続人などに通知します。

改ざんや紛失の  
おそれがありません。

保管申請の手数料  
**3,900円**

家庭裁判所の  
検認が不要



遺言書ほかんガルー



## 法務局における自筆証書遺言書保管制度について

法務省HP [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



**※ 保管申請の手続には予約が必要です。**

電話でのお問合せは、  
お近くの法務局まで

高松法務局本局（代表）	087-821-6191
高松法務局丸亀支局	0877-23-0228
高松法務局観音寺支局	0875-25-4528